

# 令和7年度 地域づくり外部人材活用促進業務 仕様書

## 1 委託業務名

令和7年度 地域づくり外部人材活用促進業務

## 2 業務の趣旨

多自然地域における地域づくりの担い手不足は顕著であり、持続可能な生活圏を維持するうえで喫緊の課題となっている。

については、市町や地域のニーズに応じた外部人材（関係人口等）の確保や活用を図るため、ニーズ把握やマーケティング調査、外部人材の活用が促進される手法の提案、専門家や関係者等との意見交換を踏まえ、その成果をもとに多自然地域を有する市町や外部人材へ広く展開することを目的として「令和7年度 地域づくり外部人材活用促進業務」（以下、「業務」という。）を委託する。

## 3 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）

## 4 委託金額

4,785,000円以内（消費税含む）

## 5 委託業務の内容

下記の（1）～（5）の業務について委託する。なお、委託業務の遂行に際しては次の項目について留意し調査や取組を行うこと。

- ① 受け入れ地域の意識や感情の変化を把握
- ② 地域が必要としている担い手の明確化
- ③ 自治体職員が求める情報についての把握
- ④ 外部人材の多様化（若者に限らずシニア世代や企業人、プロボノ、組織・団体等多様な人材確保につながることを期待）
- ⑤ 単発的な取り組みでなく、持続的かつ効果的な展開を視野に入れた成果のとりまとめ

### （1）県内市町及び地域の外部人材活用に関する調査・研究

県内の市町や地域における外部人材活用の現状と市町のニーズ調査、活用されていない場合は、ボトルネック調査等について、ヒアリングやアンケート等により把握し、現状の問題や課題を整理すること。

- ・調査・研究対象  
持続可能な多自然地域づくりプロジェクト37市町や先進実施地域等
- ・ヒアリング手法や回数等  
現状把握等に必要手法及び範囲を県と協議のうえ決定する。

### （2）外部人材の意向調査

県内の多自然地域において外部人材になり得る人材の意向調査（マーケティング調査）、ターゲット等の整理を行うこと。

- ・調査対象地域  
多自然地域から地域特性に応じた4地域等（農村型、山間型、旧まちなか型、市街化型など）のパターンを想定し、県と協議のうえ決定する。
- ・ヒアリング回数等

意向確認に必要な手法及び範囲を県と協議のうえ決定する。

### (3) 外部人材活用促進案の検討・提案

上記(1)、(2)の調査・研究結果を踏まえ、外部人材の活用が対象市町へ広く展開できることを目的に、地域への理解促進方法の提案、地域外の人材発掘手法、外部人材をつなげる・広げる・深める手法を検討し、提案すること。

#### ・検討及び提案

県外において先進的な取り組みを行っている事例などを参考に、地域特性に応じた複数手法の提案

### (4) 関係者での意見交換

上記(1)～(3)の調査・研究・提案結果をもとに、令和8年度にとりまとめる成果作成に向けて、専門家や関係者等と意見交換を行う。開催に際し日程調整や会場確保、謝金支払い、議事録(要約版可)の作成を行うこと。(2回程度を想定)

なお、外部人材活用プロジェクトチーム等の既存のプロジェクトチーム会議との連携を図り、意見を集約すること。

### (5) 外部人材活用促進方針案の策定

上記(1)から(4)を踏まえ、外部人材活用のめざす姿、アウトカムの明確化、評価基準の整理、多自然地域の受け入れ地域の理解促進や地域外の人材に関心を持ってもらえる効果的かつ効率的な促進手法や情報発信等の方針案を策定するとともに、双方向でやりとりできるなど、つながる関係性を維持し、多自然地域で活躍する人材の確保・増加につながる手法・コンテンツ等の方向性を含め、外部人材活用促進方針案の策定を行う。

## 6 仕様の確認

本事業の実施にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、県、関係者との連携のもと、円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。

## 7 業務打ち合わせ

本業務に係る打ち合わせの時期及び回数などについては、主として次による。

初 回 : 作業着手時(1回)

中 間 : 作業実施中(2回)

※うち1回は持続可能な多自然地域づくりプロジェクト強化検討会との意見交換を行う

最 終 : とりまとめ段階(1回)

## 8 報告書のとりまとめ(成果品の提出)

業務報告書のとりまとめについては、上記業務内容に加え、令和8年度に実施すべき内容の考察を盛り込むこと。

なお、成果品は次表によるものとする。

成果品名	内 容	部数等	備 考
報告書等	①業務報告書 ②その他参考資料 (事業実績報告書の根拠となるもの) ③上記のデータ(再編可能なデータ)	各1部	

(1)製本上の分冊・合冊については、協議のうえ内容の区分を配慮して行うものとする。

(2)成果品については、別途指示する期日・場所等に提出するものとする。

## 9 業務の適正な実施に関する事項

### (1) 個人情報保護

受託者が業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年12月14日条例第44号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

### (2) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

### (3) 暴力団の不当介入における通報等

① 受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察に通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

② 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

### (4) 事業の履行

受託者は、事業の履行にあたり、委託者の指示に従うとともに、委託者と密に連絡調整、協議し、適切なスケジュール管理を行わなければならない。また、事業の実施にあたり適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守しなければならない。

### (5) 機密の保持

受託者は、事業を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、事業に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

### (6) 再委託

受託者は、委託事務の全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、主体的部分とは、委託事務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分をいう。

また、受託者は、委託事務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名、再委託等を行う業務の範囲、その必要性及び契約金額等（以下「再委託等に関する事項」という。）について記載した書面を委託者に提出し、委託者の書面による承認を得た場合は、受託者は、委託者が承認した範囲の業務を第三者（以下、「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

### (7) その他

受託者は、この仕様書に記載のない事項や事業の履行にあたり疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこととする。